

# 入職支度金制度

医療法人松原会では2024年12月1日から中途入職者を対象に支度金給付制度を始めます。支度金給付制度は一定の条件（※1）を満たした場合に、長期的にご活躍いただくために激励の意を込めてお支払いするものです。

松原会のチームとなって医療、福祉、介護分野において質の高いサービス提供とご自身のウェルビーイングを目指して働いてみませんか。

## ※1 《次の条件をすべて満たした方》

- ① ハローワークまたは直接応募された方
  - ・ 過去に紹介会社から当会へ応募されたことがある方は対象になりません。
  - ・ 面接当日、こちらのページを印刷して持参いただくか、または画面をスクリーンショットいただきメールでお送りください。面接実施日以降にご提示いただいた場合は支給不可となります。
- ② 応募から3ヶ月以内に入職いただける方
- ③ 採用日から6ヶ月間規定時間を勤務後、給与に加算して支給

## ※2 《対象職種と支度金額》

- |             |      |           |
|-------------|------|-----------|
| ・ 看護師       | 〈常勤〉 | 150,000 円 |
| ・ 看護補助者     | 〈常勤〉 | 100,000 円 |
| ・ 精神保健福祉士   | 〈常勤〉 | 100,000 円 |
| ・ サービス管理責任者 | 〈常勤〉 | 100,000 円 |
| ・ 福祉施設支援員   | 〈常勤〉 | 80,000 円  |
| ・ 調理師       | 〈常勤〉 | 80,000 円  |
| ・ 調理員       | 〈常勤〉 | 50,000 円  |

その他職種およびパート勤務については応相談となります

求人・支度金制度に関するお問い合わせ

☎ 0767-58-3003（直通）

Eメール: [matsubara@nanamatsuhp.jp](mailto:matsubara@nanamatsuhp.jp)

月曜日～金曜日（祝除く） 9時00分～17時00分

担当：採用担当